

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小城市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年5月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年4月25日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 小城市牛津町